

小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案の変更届について

1 事業概要

事業の名称	小田急電鉄総合車両所移転計画
事業者	小田急電鉄株式会社
位置	伊勢原市笠窪、串橋、神戸及び鈴川地内
事業の種類	操車場、検車場の建設

2 手続き実施状況

令和 7 年 3 月 10 日 予測評価書案の提出
令和 7 年 9 月 2 日 環境影響評価審査書の送付

3 変更の経緯

知事は、予測評価書案にかかる環境影響評価審査書（以下「審査書」という。）を作成するにあたり、関係市長に意見を求めたところ、調整池放流先に懸念があるという意見があったことを受け、調整池の適切な放流先について検討し、関係機関と十分協議することを求める審査書を作成し、事業者に送付した。事業者は、審査書に基づく関係機関との協議の結果、調整池からの排水による環境影響がより低減するよう、調整池位置や排水計画を変更するに至った。

《関係市長意見（環境影響評価審査書（令和 7 年 9 月 2 日）より抜粋）》

調整池の放流先として現況の流域とは異なる河川へ放流する計画に対して懸念があり、河川流量の変化が下流域の農業活動に影響を及ぼす可能性があることから、調整池の排水先について見直しを含めて慎重な検討をすること

《知事意見（環境影響評価審査書（令和 7 年 9 月 2 日）より抜粋）》

Ⅲ 2 (5) 事業内容、水質汚濁及び水象等

Ⅱ 3 の関係市長意見のとおり、調整池の放流先について懸念があるとして見直しを含めて慎重な検討を求める意見があった。
こうしたことから、事業者は、調整池の適切な放流先について検討し、関係機関と十分に協議すること。

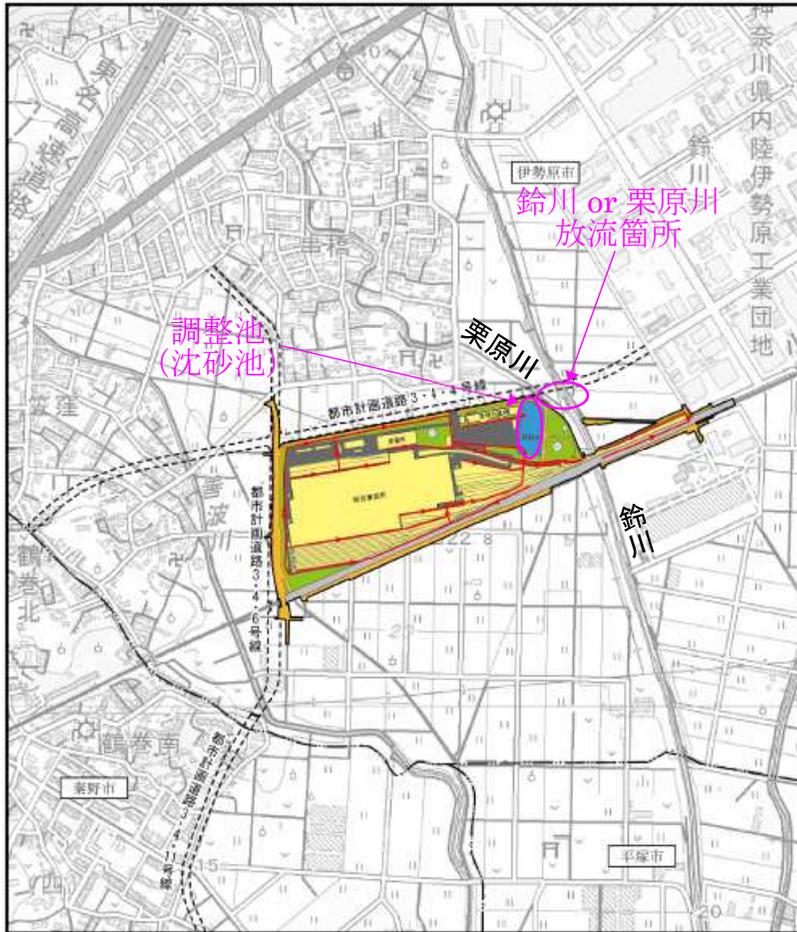
関係機関との協議の結果、放流先に変更が生じる場合は、予測評価書案に記載のないものであることから、事業者は、関係する評価項目及び関係市長の懸念事項について、改めて調査等を行い、条例に基づく変更届を提出し、関係市長に報告した上で予測評価書に記載すること。

関係機関との協議の結果、放流先に変更が生じない場合は、事業者は、関係市長意見における懸念への対応及び理由を関係市長に報告し、その結果を知事に報告した上で予測評価書に記載すること。

いずれの場合も、関係住民等に丁寧に、かつ分かりやすく説明すること。

4 主な変更内容及び理由（次ページ図参照）

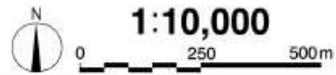
変更内容	変更理由
【土地利用計画の変更】 ・調整池（沈砂池） 1 → 2 箇所	善波川へは、調整池から既存農水路を経て雨水を放流するが、調整池と既設農業用水路の位置関係から、調整池を1箇所から2箇所に変更する。（面積内訳に変更は生じない）
【工事中の環境保全対策の変更】 ・沈砂池からの放流先 鈴川 or 栗原川 → 善波川	沈砂池からの放流先について、変更前は鈴川若しくは栗原川とすることとしていたが、実施区域の大部分は善波川流域に属しているため、現況の雨水排水系統に近い形として、事業実施区域内の既存農水路に排水し、線路下に埋設された既存の暗渠及び既存農水路を経由して善波川へ放流するよう変更する。
【給排水計画の変更】 ・調整池からの放流先 鈴川 or 栗原川 → 善波川	調整池からの放流先について、変更前は鈴川若しくは栗原川とすることとしていたが、実施区域の大部分は善波川流域に属しているため、現況の雨水排水系統に近い形として、事業実施区域内の既存農水路に排水し、線路下に埋設された既存の暗渠及び既存農水路を経由して善波川へ放流するよう変更する。



凡例

- | | | |
|----------------------|------------|--------------|
| □ : 実施区域 | ■ : 鉄道関連施設 | ■ : 線路用地 |
| — : 市界 | ■ : 構内通路 | ■ : 付帯工事影響範囲 |
| --- : 都市計画道路 (未整備区間) | ■ : 緑地 | |
| → : 雨水排水 | ■ : 調整池 | |

図 4-3-2 雨水排水系統



雨水は調整池 (沈砂池) から既存農水路に排水し、線路下に埋設された既存の暗渠及び既存農水路を經由して、善波川に放流される。

凡例

- | | | |
|----------------------|------------|--------------|
| □ : 実施区域 | ■ : 鉄道関連施設 | ■ : 線路用地 |
| — : 市界 | ■ : 構内通路 | ■ : 付帯工事影響範囲 |
| --- : 都市計画道路 (未整備区間) | ■ : 緑地等 | |
| → : 雨水排水 | ■ : 調整池 | |
| --- : 暗渠による放流経路 | | |
| — : 主たる放流先 (既存農水路) | | |
| — : 河川 | | |

図 4-3-2 雨水排水系統



図 土地利用計画図および排水計画図の変更前

5 調査等の検討について

変更内容	評価項目	調査等の検討
<p>【土地利用計画の変更】 ・調整池（沈砂池）の増</p>	<p>—</p>	<p>調整池の位置と数量の変更については、排水先既設農業用水路との位置関係によるもので、面積内訳に変更は生じない事からその内容は軽微であり、変更による評価項目の選定や追加調査等も生じない。</p>
<p>【工事中の環境保全対策の変更】 ・沈砂池からの放流先変更</p>	<p>水質汚濁 水象（河川）</p>	<p>沈砂池からの放流先の変更については、放流する水質が適正であることが担保されれば、変更後の予測にあたり追加の調査は不要であり、変更前と同様に定性的な予測結果と評価は概ね妥当である。また、沈砂池からの排水量は「伊勢原市排水施設技術基準（第2回改定）」に基づく放流先の善波川の許容放流量以下に調整することから、変更後の予測にあたり追加の調査は不要であり、変更前と同様の手法で行った予測結果と評価は概ね妥当である。</p> <p>以上のことから、工事中の環境保全対策に係る変更内容は軽微であり、変更による評価項目の選定や追加調査等は生じない。</p>
<p>【給排水計画の変更】 ・沈砂池からの放流先変更</p>	<p>水質汚濁 水象（河川）</p>	<p>調整池からの放流先の変更については、変更前と同様の環境保全対策を実施する計画に変更はなく、水質への影響を実行可能な範囲内のできる限り回避若しくは低減が図られ環境保全に適正に配慮することから、変更後の予測にあたり追加の調査は不要であり、変更前と同様に定性的な予測結果と評価は概ね妥当である。また、変更前と同様に「伊勢原市排水施設技術基準（第2回改定）」に基づき善波川の許容放流量を算出し、雨水排水量は調整池にオリフィスを設置し調整することで許容放流量以下とすることから、変更後の予測にあたり追加の調査は不要であり、変更前と同様の手法で行った予測結果と評価は概ね妥当である。</p> <p>以上のことから、放流水の適正な水質及び放流量の調整がされるため、給排水計画に係る変更内容は軽微であり、変更による評価項目の選定や追加調査等は生じない。</p>